(表)

85ミリメートル

特定事業場立入調査員証

第 뭉

縦 2.5cm 横 2.0cm

所属名 氏 名 生年月日

写 真

上記の者は、桐生市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及 び災害の発生の防止に関する条例第26条第1項の規定により、 立入検査を行う者であることを証明する。

桐生市長

月 日発行 囙

(裏)

桐生市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に 関する条例(抜粋)

(立入検査)

- 第26条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、土砂等の埋立て 等を行う事業者及び事業施工者の事務所、事業場その他その業務を行う場所に立 入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができ
- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関 係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈 してはならない。

54 ミリメー

1